

KOBE ゼロカーボン支援補助金制度に関する Q&A
(お問い合わせに応じて随時追加・更新する予定です)

令和7年3月14日現在

【制度の改正】

Q1 制度を改正した趣旨は？

A 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、これまで以上に市民一人ひとりが正しく理解し、自分ごととして捉えてもらうことが重要と考え、(昨年度までに採択した活動よりも、)より積極的な意識醸成や行動変容を促し、脱炭素ライフスタイルへの転換を推進に繋がるような活動について支援できるように制度を改正しました。

(具体的には、これまで求めていた2つの取組、①脱炭素に資する事業であること、②地域と連携した事業であること、のうち、②を「市民を巻き込んだ学びや体験の機会を創出する活動」とし、市民の意識醸成や行動変容を促してもらう、イベントやワークショップなどの取組を支援する対象にすることとしました。

Q2 どのような改正の内容なのか？

A 制度趣旨を踏まえ、脱炭素に関する学びや体験の場を提供し、市民啓発に繋がる活動の推進を目的に、従前からの2つの申請枠を統合し「スタンダード枠(上限100万円)」を設けました。ただし、脱炭素に繋がる先進的な技術開発を伴う活動については、設備投資など高額な費用がかかることが想定されるため、補助額を上乗せすることを可能としています(上限300万円)。

また、これまで学生をはじめとする若年層からの申請が少なかったことから、将来を担う立場である若年層への働きかけの強化を目的に、学生(学生が起業した法人)が対象となる「学生枠(上限20万円)」を新設し、学生ならではの視点で積極的に情報発信してもらう活動を支援することとしました。この申請枠では、自身の活動に限らず、他者の活動も含めた脱炭素に繋がる活動(例:市内で脱炭素に積極的に取り組む法人・団体)について、取材の上、SNSやイベント等による効果的な情報発信を行ってもらうもので、これら活動を通じて、若年層を含めた幅広い世代の意識醸成等の効果を期待したものです。

【補助対象者】

Q3 以前は任意団体も申請できたが、今年度は申請できないのか？

A 補助金交付にあたって、活動における責任の所在を明確にするため、人格を有しない任意団体については、補助対象者外としましたが、個人での申請や複数人での連名申請が可能となっておりますので、そちらをご活用下さい。

Q4 学生枠について、中学生、高校生、高等専門学校の1年から3年生については補助対象にならないのか？なぜ18歳以上の年齢制限が設けられているのか？

A 中学生、高校生、高等専門学校の1年から3年生については補助対象になりません。本補助金において「学生」とは、2025（令和7）年4月1日現在で、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校の教育課程に在学している満18歳以上の者をいいます。

なお、本補助金の交付を受けるにあたり、18歳以上と年齢制限を設けていることについては、比較的高額な金銭の管理を行っていただく必要があり、自身の責任の下で、契約の締結などが可能となる、いわゆる成人を対象としています。

Q5 複数の者が連携して、同じ活動を実施する場合、連名で申請することは可能か？

A 可能です。その場合、複数の申請者の中から代表申請者を設けていただき、本補助金に関する対応は、その代表申請者が一括して行ってください。

Q6 学生や学生が起業した法人が、「スタンダード枠」に申請することは可能か？

A 可能です。スタンダード枠の申請者は個人、法人が対象なので、その中に学生や学生が起業した法人も含まれます。

なお、申請枠ごとに審査基準の内容が異なりますので、ご注意ください。

Q7 学生枠で申請するにあたって、学生だけの活動は不安なので、学生以外の者（保護者、顧問の教諭など）と一緒に連名で申請することは可能か？

A 可能です。Q5を参照してください。

なお、代表申請者は学生または学生が起業した法人としてください。

Q8 採択後に、申請者を変更することは可能か？

A 採択後に申請者の変更（連名申請者の増加を含む）はできません。

ただし、連名申請において以下の場合に限り、変更承認申請の対象とします。

○代表申請者がやむを得ない理由（例：死亡、病気・ケガによる長期入院等）で活動継続が困難になった場合における、代表申請者の変更（申請時に提出した連名申請者一覧（様式第1号別紙）の中から代表申請者を選出してください。）。

○代表申請者以外の申請者がやむを得ない理由（例：死亡、病気・ケガによる長期入院等）で活動継続が困難になった場合における、当該申請者の削除。

Q9 学生枠について、市外学生（市外居住者かつ通学先の所在地が市外）も申請は可能か？

A 可能ですが、下表のとおり、取組内容によって申請ができる場合とできない場合があります。
 なお、連名申請者に市内学生が含まれている場合は、下表の「市内学生」と判断します。

	取組内容	
	市内イベント等 ^{※3}	SNS等のみ ^{※4}
市内学生 ^{※1}	○	○
市外学生 ^{※2}	○	×

- ※1 満18歳以上の学生のうち、市内居住もしくは通学先所在地が市内の者
- ※2 満18歳以上の学生のうち、市外居住かつ通学所在地が市外の者
- ※3 市内でイベントやワークショップなど、実地の催しを実施する取組
- ※4 インターネット上での情報発信（SNSでの投稿など）のみを実施する取組

【対象活動】

Q10 スタンドアード枠の「脱炭素に繋がる取組」とはどのような取組か？

A 国の策定した「地球温暖化対策計画」に示されているような取組を示しており、CO2削減の取組みや吸収源対策等を期待しています。申請の際は、「地球温暖化対策計画」をご確認いただき、申請事業がどの施策に位置付けられているかを事業計画書で明記してください。

【参考】環境省HP「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

Q11 スタンドアード枠の「学び・体験の機会を創出する取組」とはどのような取組か？

A 神戸市内で実施する市内参加型のイベントやワークショップの開催などを通じて、参加者に脱炭素に繋がる学びや体験場を提供する取組をいいます。
 広く市民が参加でき、楽しみながら学べるような取組を検討してください。

Q12 学生枠の「神戸市民の脱炭素に向けた意識醸成を目的とした情報を発信する取組」とはどのような取組か？

A 学生が主体となる提案により、脱炭素に繋がる身近な取組などの情報を発信する取組をいい、若年層をはじめとする幅広い世代に対して、自分ごととして捉えてもらい、意識醸成や行動変容に繋げることを目的としています。
 例えば、以下に掲げるようなテーマを具体的に考え、情報を届けるターゲット（若年層、〇〇に興味がある市民等）、情報発信の方法（イベントでの周知、SNS等での投稿等）を検討してもらい、実践する活動を想定しています。

【テーマの一例】

- ・地域や家庭など、身近な脱炭素に繋がる取組を具体的に紹介
- ・市内で積極的に脱炭素に取り組む企業を紹介
- ・大学や企業などで開発された先進的な脱炭素技術の紹介

Q13 学生枠においても、スタンダード枠のような「脱炭素に繋がる取組」や「学び・体験の機会を創出する取組」を実施したいが、補助対象になるか？

A 「神戸市民の脱炭素に向けた意識醸成を目的とした情報を発信する取組」として、広く市民に向けた情報発信が行われているのであれば、スタンダード枠で行われるような活動を実施していただいても差し支えない。

その場合においても、学生枠で申請する場合は補助上限額が 20 万円となります。

Q14 先進的な技術開発を伴う場合に、補助上限が 300 万円になっているのはなぜか？

A 先進的な技術開発を伴う活動については、新しい機器の製造・開発などのコストを要するケースが多いことから、通常のスタンダード枠（補助上限 100 万円）よりも上限額を高額（300 万円）に設定している。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、既存技術の利用だけでなく、脱炭素に係る技術的なイノベーションが不可欠とされており、神戸市発の先進技術の開発を伴う市民の意識醸成などに繋がる活動について支援するものである。

Q15 「営利を主目的とする活動」が補助対象外とされているが、活動の中で物販は可能か？

A 物販行為は可能です。ただし、利益を出すことが主目的とする取組の経費に本補助金を充てることはできませんのでご注意ください。

Q16 複数年度にわたる活動については、補助金交付の対象とならないか？

A 2025（令和 7）年度内の活動について支援する補助金となっています。

Q17 2026（令和 8）年度も募集は実施されるか？

A 次年度以降の募集については未定です。

Q18 他の補助金との併用は可能か？

A 本補助金制度では他の補助金との併用が可能です。ただし、他の補助金が併用を認めるか否かは、あらかじめ補助金交付の実施者にご確認ください。

なお、他の補助金と併用して申請される際は、資金計画書（様式第 3 号）の調達資金【収入】の欄にその補助金の用途や内訳等を記載してください。その際、同一の支出に対して重複して補

助金を充てることは認められませんので、ご注意ください。

Q19 消費税に相当する金額も補助対象となるか？

A 補助対象となります。税込みでの補助金交付を希望される場合は、資金計画書に税込み額をご記入ください。

【補助金交付の申請】

Q20 スタダード枠（先進的な技術開発を伴う活動）で、申請時に提出する「炭素排出削減等計算書」とはどのような書類か？

A 脱炭素効果の定量的な検証をするために必要な書類です（任意様式）。申請する活動の中で、具体的な温室効果ガスの削減・吸収量を算出してください。その際、どのような計算式を利用したか、計算式に用いる係数などの数値は、何の資料に基づいたものか、など引用元を明確に示し、計算の妥当性を示してください。また、活動（設備の稼働、資材の運搬などによるエネルギー消費）に伴って発生する温室効果ガス量も明示し、削減量から差し引いて、活動全体での削減・吸収量を示してください。

Q21 申請書に記載した申請金額が全額交付されるのか？

A 申請の活動計画、資金計画等を確認の上、補助対象外の経費などについては減額査定を行う場合があります。また、当該年度の予算を超過する場合についても、補助金の額を減額すること等がありますのでご注意ください。

Q22 審査はどのように実施しているのか？

A 申請活動の審査においては、別に定めている審査基準に基づき審査を行いますが、スタンダード枠の先進技術の開発を伴う活動の先進性については、外部有識者より意見を聴取した上で、審査を実施しています。

【補助金採択後】

Q23 手元資金が不足しており、活動開始前に補助金を交付してもらいたいが可能か？

A 活動採択（交付決定）後、交付決定額の4分の3を上限に概算払いが可能です。

概算払いの受付締切は当該年度の11月30日（土日祝日の場合は、その翌営業日）までとなっておりますので、補助金（概算払い）請求書（様式第6号）に必要な添付書類を添えて、事務局に提出してください。 <提出先> kcn-aid@city.kobe.lg.jp

Q24 事業が年度の途中で完了してもよいか？

A 事業が年度の途中で完了することは差し支えありません。ただし、事業完了後30日以内又は当該年度2月25日（同日が土日祝日の場合はその翌営業日）のいずれか早い方の日までに補助活動実績報告書（様式第11号）に必要な添付書類を添えて、提出してください。

<提出先> kcn-aid@city.kobe.lg.jp

Q25 実績報告の期限までに当初計画していた事業が終わらないが、どうすれば良いか？

A 実績報告時に、期限内に完了した事業についてご報告ください。なお、補助金の交付対象となるのは、期限内に完了した事業に要した経費のみです。事業計画に変更が生じる可能性がある場合は、早急に事務局までご相談ください。

Q26 「学び・体験の機会を創出する取組」の実施にあたり、イベントの開催周知や参加者の募集について、神戸市より案内してもらうことは可能か？

A イベントの開催周知や参加者の募集については、神戸市が運営するぼらくる（神戸市ボランティアマッチングサイト）やBE KOBE 学生ナビ（学生コミュニティネットワークツール）などのツールをご活用下さい。

ぼらくる : <https://www.volunteer.smartkobe-portal.com/>

BE KOBE 学生ナビ : <https://www.kobe-gakusei-community.jp/>